

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

b. IT 実装支援

取引先との受発注業務において、共通 EDI を導入し、双方の業務効率化と生産性向上を図ります。また、取引先が実施するサイバーセキュリティ対策に対し、当社が有する知見を提供するなど助言・支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分については、取引先からの価格転嫁の要請に対し、客観的な根拠に基づき真摯に協議に応じ、年2回の価格改定協議の場を設けるなど、適正な価格設定に努めます。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

加えて、取引先からの要請があった場合には、月末締め・翌月15日払いなど、国の推奨するサイト（60日）よりさらに短い期間での現金支払いにも積極的に応じます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

・SDGs への貢献

当社は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するため、「働きがいも経済成長も」「つくる責任つかう責任」などの目標達成に向けた具体的な行動計画を策定し、公表しています。

・人材育成支援

当社が主催する技術研修や DX（デジタルトランスフォーメーション）セミナーに、取引先の従業員も参加できる機会を提供します。

・働き方改革の推進

サプライチェーン全体で長時間労働を是正するため、無理な短納期発注は行いません。テレワークやフレックスタイム制度の導入ノウハウを取引先と共有し、多様な働き方の実現を支援します。

・コンプライアンスの徹底

取引先に対して優越的地位の濫用と疑われる行為を行わないよう、定期的に全社員向けのコンプライアンス研修を実施しています。

取引に関する相談や懸念を受け付けるための、独立したヘルプデスク窓口を設置しています。

・各種認証の取得

「SECURITY ACTION」の二つ星を宣言し、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上に努めます。

2025 年 6 月 27 日

株式会社つくね

代表取締役 藤原美香

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。